

財団法人 消防育英会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人消防育英会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門2丁目9番16号日本消防会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国民が、消防活動に従事し、又は協力したため、災害を受けて死亡し、又は障害の状態となった場合、及び消防職員又は消防団員が、公務により死亡し、又は障害の状態となった場合において被災者の子弟が、品行方正、学術優良、身体健康でありながら、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資の給与又は貸与
- (2) 修学上必要な学用品の購入費の給付
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入し、又は銀行の定期預金とし、若しくは確実な信託銀行に信託する等安全確実な方法により会長が保管する。

(資産の処分)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れではない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び総務大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入その他の運用財産で支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、会長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更する場合も、前項と同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の意見を付けて、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣及び総務大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は基本財産に編入するものとする。

(特別会計)

第12条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第10条の収支予算に計上しなければならない。

3 第1項の特別会計から生じた収益又は収支差額は、すべてこれを基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び総務大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員の種類及び員数)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名以上8名以内(うち会長1名、理事長1名)
- (2) 監事 2名

(役員を選任及び兼任禁止)

第17条 理事は、評議員会でこれを選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事の現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、評議員会でこれを選任する。
- 5 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊な関係にある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する理事がその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣及び総務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期等)

第20条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

5 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会及び評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

6 役員は無給とする。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第21条 この法人には、評議員10名以上15名以内をおく。

2 評議員は、この法人の事業に理解を有する者の中から理事会でこれを選任し、会長が委嘱する。

3 評議員は、役員以外の者から選任しなければならない。

4 評議員のうちには、役員のいずれか1名と親族その他特殊な関係にある者の数又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係にある者の合計数が、それぞれ評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 評議員には、前条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第22条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

(顧問)

第23条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、会長に意見を述べる。

(事務局及び職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第25条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の議題並びにその日時及び場所を示して、会議の5日前までに到着するように、文書を持って通知しなければならない。

い。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

3 会議の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) 奨学規程の制定及び変更に係る事項

(7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

2 評議員会の議長は、その会議において出席議員の中から互選により定める。

3 前2条の規定(第25条第3項を除く。)は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 理事会及び評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第29条 この法人には、第4条第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第30条 奨学生選考委員会は、6名の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、会長が委嘱する。

3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることに

なってはならない。

- 4 第 17 条第 3 項の規定は委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 31 条 この法人の寄附行為の変更は、理事及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第 32 条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び総務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 33 条 前条により解散したときの残余財産は、理事及び評議員の現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣及び総務大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 34 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 寄附行為及び奨学規程
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (6) 許認可及び登記に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書
- (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (10) 官公署往復書類
- (11) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第1号から第8号のものは永久
 - (2) 第9号のものは10年以上
 - (3) 第10号及び第11号のものは1年以上
- 3 第1項第1号、第3号、第7号及び第8号に掲げる書類並びに役員及び評議員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第35条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

委大第4の20号
自治許第542号

この寄附行為は、この法人の設立許可の日(昭和42年9月6日)

から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為の変更は、文部大臣及び自治大臣の認可の日(昭和57年6月
雑大第2の12号
10日 消防許第199号 一部改正認可)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為の変更は、文部大臣及び自治大臣の認可の日(昭和59年4月
雑大第2の5号
23日 消防許第167号 一部改正認可)から施行する。

(施行期日)

この寄附行為の変更は、文部大臣及び自治大臣の認可の日(平成11年11
諸高第6の29号

月17日 一部改正認可)から施行する。

消防許第192号

ただし、第16条、第18条及び第19条の変更規定は、平成12年9月22日から
施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣及び総務大臣の認可の日(平成19年12月
19諸文科高第250号

21日 一部改正認可)から施行する。

消防許第1180号

附 則

(施行期日)

この寄附行為の変更は、文部科学大臣及び総務大臣の認可の日(平成20年5
19諸文科高第375号

月1日 一部改正認可)から施行する。

消防許第478号

ただし、第30条第3項の規定は、平成21年9月22日から施行する。